

【組合等支援】生産性向上・人手不足対策に向けて 3S・5S・カイゼン等の研修会に取り組みませんか

京都府中小企業団体中央会

1 趣旨

中小企業を取り巻く環境は、人手不足や長引く物価・原材料費高騰に加え、持続的な賃上げが求められるなど厳しい状況が続いています。

中小企業が厳しい状況を乗り越え、事業を継続していくためには、持続的に利益を上げ、賃上げを行えるよう経営体質を改善することが必要であることから、業務の効率化や労働環境の改善・人材育成などの生産性向上に取り組むことが重要です。

また、業種・業界ごとに生産性向上の取組状況は異なることから、それぞれの業界の課題を踏まえて、きめ細やかな対策を行う必要があります。

このため、「京都府生産性向上・人手不足対策事業費補助金」で、生産工程の見直しや社員の意識改革などに成功した生産性向上の好事例やノウハウを学び、その内容を踏まえた生産性向上、3S・5S・カイゼンなどに取り組む企業に対して、社員の意識改革や機器整備など、ソフトとハードの両面から支援しています。

今回、様々な業界で、3S・5S・カイゼンなどに持続的に取り組むグループ形成が図られるよう、組合・団体単位での研修会等の開催にあたって、京都府中小企業団体中央会、公益財団法人京都産業21が伴走支援を行います。

2 3S・5S・カイゼン等の研修会事業の概要

3S・5S・カイゼンなどに持続的に取り組むグループ形成を図るため、京都府内に主たる事務所を有する組合等（別表参照）が、京都府中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）や公益財団法人京都産業21（以下、「京都産業21」という。）とともに、研修会を開催する場合、京都府中小企業団体中央会が開催経費の全額又はその一部を負担。

＜例＞協同組合が、中央会や京都産業21と研修会を開催し、業務の効率化に向けて5Sや「カイゼン」などの重要性を学び、社内に定着させるための従業員教育、工場・施設内の従業員の動線の効率化などに向けて、他事例の研究やノウハウの蓄積を図る。

事業内容	各業界で生産性向上に向けて3S・5S・カイゼンなどに持続的に取り組むグループ形成を図るため、「3S・5S・カイゼン」などを学ぶ研修会を開催
対象者	京都府内を主たる事務所所在地として定款等で定め、事業を行う組合等（以下、「組合等」という。「別表」参照）
申込期間	令和6年12月23日（月）から令和7年2月12日（水）まで ※郵送による申請の場合、レターパックなど追跡が可能な方法で送付してください。（申込期間の最終日の午後5時必着）
事業実施期間	研修会事業については、中央会と相談の上、令和7年2月17日（月）までに開催いただきますようお願いいたします。
中央会の負担上限額	200千円（税込）
中央会が負担する経費	講師謝金・旅費、会場費（マイク・PC等の借上代含む）、その他中央会が適当と認める経費 ※ <u>本事業に関する経費については、中央会が支払います。組合等が支払った経費については、中央会で負担できません。（申込者・支払者は原則「京都府中小企業団体中央会」名義）</u> ※ <u>全ての経費を中央会で負担できない可能性がございますので見積書・請求書等の内容については、必ず中央会まで事前相談をお願いします。</u> ※ <u>中央会基準を超える経費が含まれる場合は、組合等でその経費を負担いただくこととなりますので、見積書・請求書等を分けて発行ください。</u>
その他	・各組合等からの申請は1件に限ります。 ・研修会事業の予算額に達した場合、申込期間の途中で、受付をとりやめる場合がございますので、ご注意ください。

別表

組合等	
事業協同組合・事業協同小組合 火災共済協同組合・企業組合 協同組合連合会・信用協同組合	中小企業等協同組合法に基づき設立されたものに限る
商工組合・協業組合	中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立されたものに限る
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会（農業協同組合法、農業保険法、水産業協同組合法、漁業災害補償法、森林組合法に基づき設立される組合及びその連合会は除く。） ・商店街及び小売市場において共同して事業活動等を行うための規約等を制定している任意に組織された団体（以下、「任意団体」という。）

注意事項（対象外となる方について）

下記の方は、研修会事業に申し込みできません。

▶ 高齢、障害者施設等を運営する事業者（※）で構成される組合

※日本標準産業分類（総務省令和5年7月告示）の中分類のうち、社会保険・社会福祉・介護事業の業を営む組合員

▶ 農業協同組合法、農業保険法、水産業協同組合法、漁業災害補償法、森林組合法に基づき設立される組合及びその連合会

3 その他

- ・ 本事業の進め方等については、京都府中小企業団体中央会に事前に相談いただくことが必要です。
- ・ 本事業に関する経費については、中央会が支払いますので、組合等が支払った経費については、中央会で負担できません。中央会に請求書などの必要書類を提出いただきますようお願いいたします。
- ・ 謝金、旅費などについては、中央会の規程に基づき支払いますので、中央会の規程にあわない経費については、中央会で負担できない場合がございますので、御注意ください。
- ・ 国、京都府、他の機関が実施する補助金、助成金等の交付を受けている費用については、中央会で負担できませんので御注意ください。
- ・ 研修会は、令和7年2月17日（月）までに開催いただくことが必要です。

<（参考）中央会で経費を負担できない事業>

- ・ 他の補助金等を活用して同一の内容で行われる事業
- ・ 特定の政治活動に関連した事業
- ・ 特定の宗教に対する援助、助長、促進、圧迫、干渉等となるような事業
- ・ 公序良俗に反する事業、又は社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容に関連して行われる事業）

問い合わせ先	京都府中小企業団体中央会 宛 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地京都経済センター3階 電話 075-708-3701（代） ※電話での問い合わせは、平日9時～12時、13時～17時 ※申請者の業種毎に担当者が異なりますので、補助事業名、所属する組合名及び社名、業種等を初めにお伝えください。
--------	---